

令和 3 年 第 1 回臨時会

建設水道常任委員会 会 議 録

日付：令和 3 年 2 月 8 日（月）

場所：大曲庁舎 第 3 委員会室

令和 3 年第 1 回大仙市議会臨時会 建設水道常任委員会 会議録

日 時：令和 3 年 2 月 8 日（月曜日） 午前 1 0 時 2 2 分～午前 1 0 時 5 1 分

会 場：大曲庁舎 第 3 委員会室

出席委員（5 人）

委員長	1 5 番	佐 藤 育 男	副委員長	1 7 番	児 玉 裕 一
委 員	9 番	本 間 輝 男	委 員	2 2 番	佐 藤 清 吉
委 員	2 6 番	高 橋 敏 英			

欠席委員（1 人）

委 員	4 番	佐 藤 隆 盛
-----	-----	---------

遅刻委員（0 人）

早退委員（0 人）

説明のため出席した者

建設部長	古 屋 利 彦	道路河川課長	京 野 和 明
道路河川課参事	北 澤 真	建築住宅課長	讃 岐 敬 司

議会事務局職員出席

参 事	富 樫 康 隆
-----	---------

審査議案等

第 1 報告第 1 号 専決処分報告について（令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 7 号））

第 2 議案第 1 号 令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 8 号）

○委員長（佐藤育男） おはようございます。

本日は本会議休憩中のところをご出席をいただきまして、ありがとうございます。

もう朝からすごいホワイトアウトというような状態で、大変交通も混乱してるところですが、災害級の豪雪ということで豪雪対策本部立ち上げまして対応しておりますところですが、除雪関係の関連の皆さまには本当にご難儀をお掛けしております。

今日、市長の挨拶にもありましたが、残念ながら人身事故もちょっと発生したというようなことでございますけども、今後、再発防止のためにどうか検討を重ねていていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それではただ今より、建設水道常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際には、委員長の許可を得た後で、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（佐藤育男） 審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） おはようございます。

建設水道常任委員の皆さまには、本会議休憩中のところ、常任委員会を開催いただき誠にありがとうございます。

始めに、除雪作業中に発生した死亡事故について、ご報告及びお詫びを申し上げます。

先ほどの市長の挨拶でも申し上げましたが、昨年 12 月 20 日の早朝の除雪作業中に、市民を除雪機械の排雪板に巻き込んでしまい死亡させたものでございます。事故の原因につきましては、除雪作業者が前方確認を怠ったことであることから、作業者に対し安全確認・点検を常に行うことを徹底させるとともに、市民の皆さまには作業中の除雪車には絶対に近づかないこと、また、要望がある場合は作業者に直接話しかけるのではなく、市役所に連絡することなど、市ホームページや緊急広報などで周知したところでございます。

現在、ご遺族に対し誠意を持って対応させていただいているところでありますが、示談がまとまり次第、損害賠償に係る議案を上程させていただきたいと存じますの

で、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。

このたびは、死亡事故という重大な事件を起こしてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

さて、ご承知のとおり、昨年末からの断続的な降雪によりまして、3年ぶりの豪雪となっており、積雪深では1月11日時点の市8地域の平均値が123センチ、また、本日現在の累加降雪量の市全体の平均値であります603センチで、ともにそれぞれの同時期としては過去最も多かった平成24年度を超える記録となっております。

このような状況から、本日、雪対策といたしましての案件2件についてご審議をお願いするものでございます。

1件目は道路河川課の案件であります。除雪及び排雪回数が当初計画より超過しており、除雪対策費が既に当初予算額を消費したことから、1月12日付で専決処分させていただきました除排雪経費につきまして、それに係る補正予算についてでございます。

また、2件目は建築住宅課所管の住宅リフォーム支援事業について、積雪による住宅被害が増加していることから当該事業に災害復旧工事対象枠を新設し、その経費について補正をお願いするものでございます。

以上、詳しい内容につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐藤育男） それでは早速、審査に入ります。

報告第1号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第17号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。京野道路河川課長。

○道路河川課長（京野和明） それでは報告第1号、専決処分報告について（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第17号））のうち、道路河川課所管分について、資料ナンバー2、令和2年度大仙市補正予算書、資料ナンバー2-1、事業説明書並びに資料の道路-1により、ご説明申し上げます。

補正予算書の7ページと、事業説明書は2ページを合わせてお開き願います。

8款2項2目12事業、除雪対策費は4億7,500万円の補正をお願いするものであり、補正後の額を15億8,338万1千円とするものであります。

12月15日からの大雪によりまして、除雪経費及び排雪経費に不足が見込まれることから、今回の補正をお願いするものです。

補正の額は、今後の除雪と排雪作業の回数を見込み、委託料として3億6,800万円、使用料として1億700万円、合わせて4億7,500万円を計上しております。内訳は、除雪経費として委託料に3億950万2千円、排雪経費として委託料に5,849万8千円、使用料に1億700万円を計上しております。

お手元にお配りしております資料・道路－1の1ページをお開き願います。

表の上段には今年度1月12日専決処分時点での降雪量、積雪深、出動回数及び排雪日数の状況を、中段下段には参考までに平成29年度豪雪の1月12日時点とシーズン最終値を記載しております。1月12日時点の最大積雪深は大曲地域で166センチと平成29年度豪雪の最大値178センチに迫る勢いであり、累加降雪量も神岡地域で518センチとなり、平成29年度1月12日時点を大幅に超えております。

この降雪量の急激な増加に伴い、早朝一斉除雪の各地域平均出動回数は1月12日時点で17回、排雪日数も8日となり、平成29年度同時点を上回るペースで推移しております。

資料の2ページをお願いします。

上の表が除雪対策費の予算執行状況と補正要求額、下の表が補正予算の要旨と補正額の配分について記載しております。

1月12日専決処分時点の予算の執行状況でございますが、除雪対策費の全体予算額11億838万1千円に対し、執行額9億822万3千円となっており、既に8割を超えております。

このため、除雪経費のうち、委託料として今後の一斉除雪における機械稼働費の不足分と、排雪経費として委託料及び使用料へ、排雪作業の重機代、大型ダンプ等の借り上げ経費の不足分を過去の実績に基づいて算定し、その経費を補正額としてお願いするものです。なお、補正予算の経費算定は事業説明書の下段にあるとおり、12月31日時点での実績と1月1日以降の推定執行見込み額によるものであります。

以上、報告第1号、専決処分報告（令和2年度大仙市一般会計補正予算（第17号））のうち、道路河川課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審

議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） 豪雪災害になったようですけれども、その業者数35件とあるけれども、業者数いつもこれ同じですか。35件、災害なら増えるはずだべ。

（「35件」と呼ぶ者あり）

○委員（高橋敏英） うん、ここさあるべ。実施件数よ。何者いるんだ、実際。

（「除雪業者の数ですか」と呼ぶ者あり）

○委員（高橋敏英） それリスト、後で出してけれ。

（「後で」と呼ぶ者あり）

○委員（高橋敏英） 後でいいよ。というのは俺、何かっていえば、民間、民間というか、屋根から雪走ったとか、そういうやつ俺、前にすよ、対応したことあるども、道路ふさがっちゃうぎよ。それで近くのロータリー、トラクターさ付いたロータリーとか、そういう人たちと契約して、それで年間よ、なんぼなんぼと稼働日数書いて出せば請求書できるというところまでやったったぎよ。それが今度、終わっちゃってるぎよな。頼まれてねえ人たちだよ。そういう、そばにそういう人がいっぱい居ることだぎよ。暇な人は居ねべども、自分の家で持ってる人居るべった、ロータリーでも。そういうやつ活用せば、いちいち市さ言わねくても、そういうやつ自分の近くの住民だから、行ってよ、ちょちょっとやってけるぎよ。そういうこと何で終わったべと思ってだった。悪いども。

○委員長（佐藤育男） はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 屋根の雪が落ちて道路をふさいだ件数、やはり今年も何件か…。

○委員（高橋敏英） その件数、聞いてらんでねぐ、そんたことはどうでもいいって。要はすぐ対応できるよう体制をとって、俺よ、悪いどもとったった。それがなぜこれなるがっていうのよ。近くにロータリー持ってる人いっぱい居るんだから。みんな自分のうちの前やってるんだから。そして近くで世話な人、世話だっていうが、暇な人居るから。おら方さいっぱい居る。そういう人たちさ声掛けて、「この地区で何か発生したら頼むよ」という件数がもっとあってもいいっていうのよ、災害発生するくらいなば。そういうやつ何で作らないかというの。作った方がいいべと思う。

それと私^{わたし}事だ。災害時は政治倫理規制ねえから。1回も頼まれたことねえ。悪いども。ローダー10台ある。1回もねえ、それどういうことだべ。これよ、これ休憩で。なんとなのよ、それ。条例違反でねえよ。

○委員長（佐藤育男） あれだが、ちょっと暫時休憩するが。

○委員（高橋敏英） 休憩、休憩。

○委員長（佐藤育男） じゃあ暫時休憩いたします。

（ 午前10時34分 休 憩 ）

（ 午前10時36分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） では、会議を再開いたします。はい、京野課長。

○道路河川課長（京野和明） 今のご指摘でございますけれども、おそらく雪害対策の方で実施した経緯があるようです。うちの方でもそちらの方にはちょっと問い合わせ、その経緯とか、今ご指摘のとおり運用できないかということを検討してまいりたいと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

（雑談あり）

○委員長（佐藤育男） ほかにございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ちょっと確認です。今、高橋委員言われたこともっともです。んで、私いつも思うことはよ、災害本部立ち上げてて、建設部だけでなくて総務とか企画とか、いろんな、健康福祉部なってるすべ。んで、市民の方々よ、実際よな、どこさ誰さ頼めばいいかということが、なかなか支所さ行っても、市民サービス課さ行ったり、農林建設課さ行ったり、それから企画のことなんてなれば支所で対応へねんだすよ。だから、これ部長さお願いだでも、災害対策本部立ち上げるんだったら、やっぱりよ、課またがねでよ、総務なら総務、企画なら企画、建設と、やっぱり一本化さねごったば、市民の人方、どこさ頼んでいいもんなんだが。して、こういう雪なら大変だ。んで、高橋さん今言われたとおり、機械持っても油代にもならねえ、そういうような人方、事実居るんだすよ。して、やって、今度は後で事故起こしたとか。それから例えば一生懸命やったったって、例えば何かあったというとき、補償もなんもねえと、災害の保険もねえというようなことで、非常に農家の人方も、やってけでいいもんなんだが悪いもんだがということで、やっぱりこれ対策本部という、本部そのものの立ち上げ方を、俺はやっぱり、ただ本部立ち上げて、職員居るか居ないかは俺知らねでも、一本化していかなば駄目だ、これは。部長さ

お聞きするす。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 今年度は、1月4日の正午に対策本部立ち上げところでありまして、で、毎週1回程度、対策本部会議ということで各部長、それからテレビ会議で支所長と関係職員集まって会議しているところでありまして、その時点でそれぞれの担当部署からの対策などの報告をしております。対応としては総合防災課の中に連絡を受ける場所ということで設けておりまして、そこに除雪対応としてうちの道路河川課からも職員、毎日行っておりまして、土日とも天気次第では待機しているという内容であります。そのような体制でやっておりますので、市全体としての窓口としては今の段階では総合防災課が窓口として代表の電話番号、それからそれぞれの道路の除雪関係は道路河川課も含めて、市民に対して「この番号ですよ」という周知をしながら対応しているわけでありまして、一つはその周知の仕方が足りなかった部分と、それから今、議員ご指摘のとおり、もうちょっと各部署の「本部立ち上げたときの窓口はここですよ」というところの周知はもうちょっと全体の方に、こういうご指摘があったということをお話しして対応してまいりたいと思います。

また、先ほど高橋委員からもありましたとおり、民間の人が機械をもって、すぐやってくれるような体制、先ほど京野課長が申し上げましたけれども、そちらの方の対応もできるように、これから全体で協議して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（佐藤育男） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これ大事なことなので、やっぱり市長なりに直接やっぱり議員からよ、こういう直接的な意見が出たということはやっぱりきちんと報告してもらわないと駄目だ、これ。

それでもう一つ。これで終わります。災害救助法という適用に関して、我々やっぱり知識としてもう少し勉強しねばいけねえんだけど、災害救助法というものの、根本的なものの説明願いたいと思います。というのは、实际的に屋根の雪下したやつも災害救助法で適用になるやつと、ならねえやつあるというようなことで非常にこう、いや、おかしくねがと。あっこの家なばこれでやったと、これはここでやったなということが市民の方々から出るんだすよな。だとすれば、どこで基準を設けて、救助法というのはどこまでへば適用になっていくのかというようなことが、我々自身も知らないし、市民の方もっと知らね。そこら辺をひとつ説明してもらわな

いと、聞かれたとき対応へねの。そこちよっとお願いします。難しくいらね。

○委員長（佐藤育男） はい、古屋部長。

○建設部長（古屋利彦） 大変申し訳ございません。そちらの方の担当部署が総合防災課の方となっております、対策本部会議ではいろいろ説明あったんですけども、すいません…。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい、暫時休憩いたします。

（ 午前 10 時 43 分 休 憩 ）

（ 午前 10 時 45 分 再 開 ）

○委員長（佐藤育男） 会議を再開いたします。へば、本間委員、いいすか。

○委員（本間輝男） いいっす。

○委員長（佐藤育男） はい。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤育男） 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（佐藤育男） 次に議案第1号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第18号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。讃岐建築住宅課長。

○建築住宅課長（讃岐敬司） 引続きまして議案第1号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第18号）のうち、建築住宅課所管分につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー3の大仙市補正予算書、こちらですけれども、繰越明許費の補正につきましては4ページになります。歳入歳出補正予算の事項別明細書は13ページでお願いいたします。なお、説明の方は資料ナンバー3—1の事業説明書9ページによりご説明をさせていただきます。

8款4項1目23事業、住宅リフォーム支援事業（大雪災害分）につきましては1,500万円を補正し、併せて繰越明許費の設定をお願いするものであります。

このたびの補正は、今年正月早々からの大雪で被害を受けた自らが居住する住宅の復旧に対して、経済的な支援をすることにより、円滑な復旧に資することを目的としており、通常の住宅リフォーム支援事業とは切り離して、新規事業分として補正するものです。財源は一般財源であります。

これまでの実績についてであります。平成24年度の暴風災害では申請件数が112件、交付決定額は1,104万1千円、平成29年度の大雨災害では申請件数が188件、交付決定額は3,427万3千円の実績を有しており、今回の大雪災害におきましても平成29年度と同様に被災された市民の皆さまに支援を行うものであります。

補正額の内訳につきましては、現在までの被害件数を月当たりの件数と想定し、2月までの累計被害件数を50件として見込んでおり、この件数に補助上限額の30万円を乗じて得た額1,500万円を計上しております。しかしながら、今後の降雪状況によっては被害件数が想定より上回る可能性もございます。

災害復旧工事の概要につきましては、補助率20パーセントで補助上限額は30万円としております。災害復旧に要する費用が5万円以上の工事で、施工前に限らず、施工中・施工後の工事でも対象としています。

申請期限は令和3年10月31日までに復旧工事が完了できるものとし、申請には罹災証明書を添付していただくことになります。また、施工業者は市内業者に限らないこととし、過去に住宅リフォーム支援事業を利用された方でも、過去の申請状況に関わらず30万円を限度として支援します。

対象工事は、災害復旧に係る工事であればほとんどが対象となり、例えば積雪や落雪により軒先が折れた、外壁が破損した、窓ガラスが割れた等を想定しております。詳しくは参考までにこちらのA4判パンフレット（案）ですけれども、これを作成しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

以上、議案第1号、令和2年度大仙市一般会計補正予算（第18号）のうち、建築住宅課所管分につきましてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（佐藤育男） はい、ありがとうございます。

当局の説明が終了しました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) はい。なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(佐藤育男) 以上で、当委員会に審査付託となりました事件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐藤育男) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(佐藤育男) これで、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでした。

午前10時51分 閉 会

大仙市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 佐 藤 育 男